

持続可能な 成長に向けて

- 23 環境への取り組み
- 25 ダイバーシティ&インクルージョンの推進
- 27 支援者との連携の強化に向けた取り組み
- 29 京都大学の資金運用と京都大学基金
- 31 研究費等の適正使用について
- 32 公正な研究活動の推進に関する取り組みについて
- 33 ICTと情報セキュリティについて
- 34 京都大学のガバナンス体制について
- 35 プロボスト制について
- 36 監査機能について、外部監査・検査について
- 37 役員の状況

Section 2



環境への取り組み

Environment

京都大学環境憲章と京都大学環境計画

本学では、平成14年に「京都大学環境憲章」を制定し、基本理念と基本方針を定めました。基本理念において「人類にとって地球環境保全が最重要課題の一つであると認識し、大学活動のすべてにおいて環境に配慮し、大学の社会的責務として環境負荷の低減と環境汚染の防止に努める」と定め、環境に配慮した運営を行うことを宣言しています。また、基本方針では「すべての構成員の協力のもと、継続性のある環境マネジメントシステムを確立する」という基本的な方向性を打ち出し、構成員が一体となり環境配慮活動に取り組んでいます。

「京都大学環境憲章」を踏まえ、平成20年に策定した「京都大学環境計画」で

は、環境影響が大きい「温室効果ガス」「廃棄物」「化学物質」に加え、「環境負荷に関するデータの収集」と「環境安全教育」を本学の環境配慮活動における優先的な課題として「五つの柱」を掲げています。特に、エネルギー消費量、CO₂排出量については、「単位床面積あたりそれぞれ前年度比2%（施設、設備改善などのハード対策により1%、構成員の啓発活動などのソフト対策により1%）を毎年削減する」という数値目標を設定しています。

また毎年、「五つの柱」ごとに環境配慮活動計画を立て、前年度の実績をまとめて検証するとともに、当年度の活動計画を立てることで、環境配慮活動の継続的な改善を目指しています。



京都大学サステイナブルキャンパス推進キャラクター「エコッキー」

京都大学環境計画では、環境配慮活動における優先的な課題を「五つの柱」として掲げ、その達成を目指しています。

五つの柱

1 様々な環境負荷に関する情報を継続的に把握・検証

- データ収集・検証システムの確立
- 収集データの信頼性向上
- 実務レベルでのデータ取り扱い手順書整備・講習実施

2 エネルギー使用量と温室効果ガス排出量の削減

- “省エネルギー推進方針”に基づく、エネルギー消費量と、二酸化炭素排出量を削減
- “研究室における環境配慮行動”に基づき省エネルギー対策を推進
- 実験室、共通スペース等におけるエネルギー消費の状況把握と省エネルギー対策の検討を推進

3 廃棄物による環境負荷の低減

- 廃棄物削減に関する中期計画の検討を推進
- 再生可能資源由来廃棄物の最終処分の回避・再生を推進
- 一般廃棄物の分別計画の検討を推進
- 枯渇性資源由来廃棄物の発生抑制策を実施

4 化学物質の安全・適正管理の推進

- 化学物質管理システム (KUCRS) の維持向上と100%登録を推進
- 化学物質による環境負荷低減計画の検討を推進

5 全構成員に対する環境安全教育の推進

- 環境安全教育のカリキュラム化を推進
- 教職員向けのコミュニケーション体制を構築



京都大学環境計画および本学の環境活動については、ホームページでも紹介しています。
<https://www.esho.kyoto-u.ac.jp/?p=24>

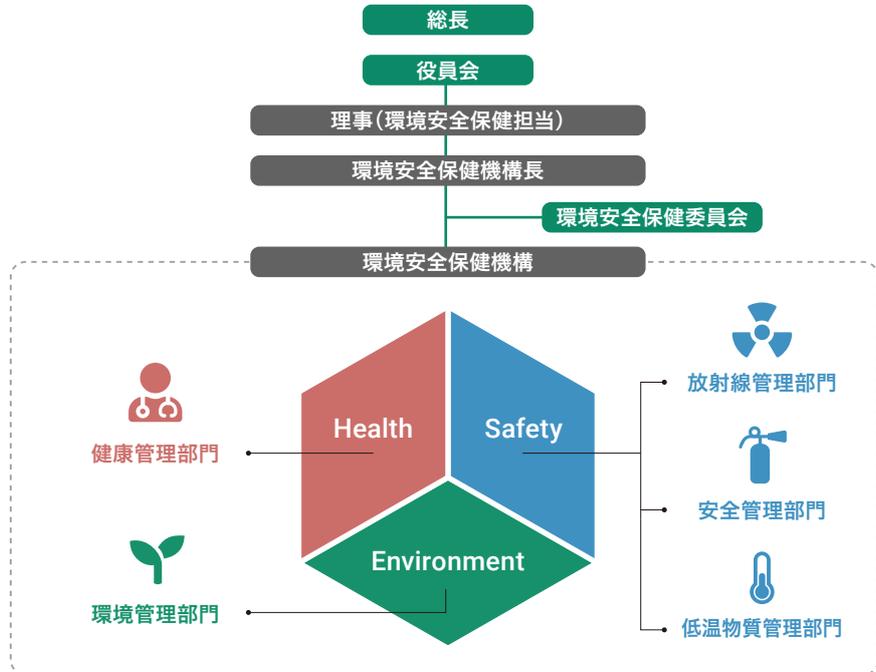
環境マネジメント体制

● 環境安全保健機構

本学は、平成16年4月の国立大学法人化にともない、それまでの人事院規則に代わり、労働安全衛生法の適用を受けることになりました。

環境安全保健機構はこのような外的状況の変化に対応するため、学生並びに教職員の安全の確保、また学内のみならずそれを取り巻く地域社会の環境の保全を担う全学組織として平成17年4月に設置されました。設置から16年が経過した現在、機構には環境管理部門、安全管理部門、放射線管理部門、健康管理部門、低温物質管理部門の五つの部門が配置され、環境と健康に配慮した、安全で安心な教育、研究、医療の場を維持するため、多岐にわたる日常業務にあたっています。

環境安全保健機構関連体制図



● 法令遵守対応

環境安全保健機構では、大学で教育・研究活動を実施するうえで、法令もしくは学内規程等で定められた届出、講習、登録等の一覧を作成し、全学に周知すると

ともに、法改正もしくは学内規程改正などに応じて全学向けの説明会を開催するなど、法令遵守対応を行っています。

また、具体的な手続き方法やマニュアル

を公開し、環境安全衛生業務に関わる事務担当者への情報提供に努めています。

環境報告書について

本学は、平成17年4月1日に施行された「環境配慮促進法」に基づき、特定事業者として毎年、環境報告書を発行しています。

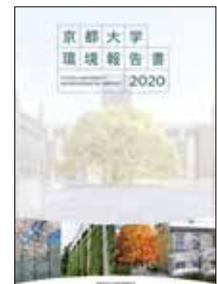
編集にあたっては、環境報告ガイドライン(平成24年版)に則ることを基本にしながら、単に前年度結果を示すだけでなく、トップのコミットメントを明確に伝え、詳細な環境負荷データを発信することを心掛けています。また、学内で行わ

れているさまざまな取り組みの紹介や、現状の課題に今後どのように向き合うのかといった視点も取り入れ、丁寧に説明することに努めています。

令和2年9月に発行した環境報告書2020は、環境省と地球・人間環境フォーラムが主催する第24回環境コミュニケーション大賞の環境報告部門において、優良賞(第24回環境コミュニケーション大

賞審査委員長賞)を受賞しました。

本学のホームページには、これまでに発行した環境報告書も掲載していますので、是非ご覧ください。



CHECK! 環境報告書については、ホームページでも紹介しています。
WEB https://www.esho.kyoto-u.ac.jp/?page_id=5671

上/受賞ロゴマーク
右/京都大学環境報告書2020

ダイバーシティ&インクルージョンの推進

Diversity & Inclusion

男女共同参画の推進に向けた取り組み

● 京都大学男女共同参画推進アクション・プランに基づく取り組み

本学では、男女共同参画事業を推進していくための事業実施部門として、男女共同参画推進本部に、男女共同参画推進センターを設置しています。本センターは、五つのワーキンググループにより各支援事業（広報・相談・社会連携、育児・介護支援、病児保育、就労支援、教育支援）に取り組んでいます。

また、京都大学男女共同参画推進アクション・プランを定め、平成27年度から令和2年度までの6年間は、基盤整備の拡充を進めるとともに、「女性リーダーの育成」、「家庭生活との両立支援」、「次世代

育成支援」という三つの重点目標を設定し、本学における男女共同参画の一層の深化を進めてきました。さらに、令和3年度はより実効的、かつ総長のリーダーシップを発揮した次期アクション・プラン策定のための期間として、このアクション・プランを1年間延長することとしています。

三つの重点目標の一つ「家庭生活との両立支援」の具体的な取り組みとして、本センター内に設置した保育園入園待機乳児保育室での乳児の預かり、おむかえ保育、ベビーシッター利用育児支援のほか、附属病院に病児保育室「こもも」を設けています。

令和2年度も例年どおり4月から保育園入園待機乳児保育室を開室し、利用希望者全てを受け入れました。ベビーシッター利用育児支援も年度当初から実施し、加えて新型コロナウイルス感染症のために子どもの通う小学校や保育園などが休校・休園となった場合には、ベビーシッター利用育児支援割引券の使用上限枚数を引き上げる特例措置を実施しました。



男女共同参画推進センターの組織・実施体制
五つのワーキンググループ

CHECK! **WEB** 男女共同参画推進センターの活動については、ホームページでも紹介しています。
<https://www.cwr.kyoto-u.ac.jp/>

● 研究・実験補助者雇用制度

本学では、育児または介護のために十分な研究時間の確保が難しい研究者に対し、研究や実験業務を補助する者の雇用経費を助成する制度として、平成18年度から「研究・実験補助者雇用制度」を設けています。

対象者は女性に限らず、男性研究者も含まれています。また、研究分野の文系・理系を問わず、本学の研究者・教員であれば利用することができ、年2回の利用者募集の際には、毎回学内の多くの研究者か

ら応募があります。

今後もアンケートなどに示される利用者の意見を広く聞きながら、利用しやすい制度への改善を図っていきます。

国籍や言葉の壁も超えたインクルーシブな社会に向けて

● 外国人研究者や留学生を対象にした賃貸物件を探す際のサポート

本学は、外国人研究者と留学生向け宿泊施設として国際交流会館を運営しています。しかしながら、居室数や入居期間に限りがあり、多くの方は国際交流会館以外の住居を自ら探す必要があります。

本学に在籍する外国人研究者や留学生が入居可能な宿舍の拡充を推進するため、令和元年度より住宅相談説明会を開催しています。

令和2年度は、新型コロナウイルスの影

響により対面での開催ではなく、英語で作成した動画や、日本語母語話者でない方にも分かりやすい日本語で作成した動画により、賃貸物件を契約するまでの手順や不動産用語の解説、さらに外国語対応が可能な不動産業者等を紹介しています。入居後や退去時の注意点も併せてお知らせすることにより、安心して生活ができるようサポートを行っています。



令和元年度 住宅相談説明会の様子



国際交流サービスオフィスのホームページに掲載の動画「外国人のためのすまいさがし」

CHECK! **WEB** 京都大学国際交流サービスオフィスの活動については、ホームページでも紹介しています。
<https://kuiso.oc.kyoto-u.ac.jp/top/ja>

障害学生支援／障害者雇用の促進に向けた取り組み

● 障害学生支援について

本学では、学生総合支援センターの障害学生支援ルームを専門部署として設置し、障害学生の受入や修学支援（教育上の合理的配慮）を行っています。経験豊富な専任のコーディネーターを配置し、所属学部・研究科等や学内外の関連機関等と連携しながら、学修・研究上の必要に応じた支援を実施しています。支援の内容は、学生サポーターによる情報保障やテキストデータ化、移動介助等があり、また必要となる物品の貸し出し、施設・設備の整備等を行っています。

CHECK! 学生総合支援センター障害学生支援ルームの活動については、ホームページでも紹介しています。
WEB <https://www.gssc.kyoto-u.ac.jp/support/>

また、卒業後の社会移行も視野に入れ、就労支援セミナーや、障害者雇用に積極的な民間企業等との相談会（「DEARセッション」）やインターンシップも開催しています。令和2年度は、オンラインも活用して開催しました。

さらに、障害のある高校生を対象にオープンキャンパスも実施しています。個別相談、在学生である先輩との交流、保護者や学校関係者対象のセミナー等も開催しています。令和2年度は、オンラインやオンデマンド配信を組み合わせ実施しました。



障害学生支援ルームの支援体制

● 障害者雇用の促進について

本学では、WINDOW構想におけるダイバーシティ推進のもと、障害者雇用促進の一環として平成30年4月に「京都大学業務支援室」を設置しました。「障害のある人の“働きたい”を創造する」を理念に掲げ、障害特性に応じた各室員の強みを活かしつつ、全学教職員からのさまざまなかの依頼に対応しています。

業務内容としては、附属図書館、附属病院、障害学生支援ルーム等での年間のルーチン業務と、事務本部や各研究科か

ら依頼のある封入作業、研修・会議資料作成やアンケート入力等、短期対応のスポット業務があります。このほか、全学教職員の名刺作成業務も担当しています。

また、本支援室は障害者雇用の相談窓口として、各部局で働く障害者や採用部局へ必要な情報の提供や助言等を行うなど、就労定着支援も実施しています。

さらに、室員の業務スキル向上と自立支援を目的とした自己啓発研修や特別支援学校からの実習受入も積極的に行っ

ています。

障害者雇用の促進を含む、不平等や格差解消に向けた本学の取り組みは、SDGsの枠組みを用いて大学の社会貢献力を可視化したTHEインパクトランキング2021のSDG10（人や国の不平等をなくそう）において高く評価されています。今後も業務支援室を中心として、障害者が生き生きと働く場の拡大に努めていきます。



京都大学業務支援室員



封入作業の様子

CHECK! 京都大学業務支援室の活動については、ホームページでも紹介しています。
WEB <http://gyoumu-shien.adm.kyoto-u.ac.jp/>

支援者との連携の強化に向けた取り組み

Communication

ホームカミングデイのオンライン化



京都大学ホームカミングデイは、本学に関わる全ての方との交流を目的としたイベントで、卒業生の方にはなつかしい同窓生や恩師との交流を深めていただき、一般の方には本学についてより知っていただく機会として、年に一度開催しています。

第15回京都大学ホームカミングデイは、「絆(きずな)」をテーマとしてオンラインにて開催しました。

オンデマンド配信による動画を中心としたコンテンツでは、湊長博総長(京都大学同窓会長)の挨拶をはじめ、出口治明立命館アジア太平洋大学学長(法学部・昭和47年卒)による「コロナ時代の絆(きずな)」と題した講演を配信し、360度動画による「想い出の京都大学キャンパスを巡る」では、構内を巡る10本の見学コースを紹介するとともに、それぞれのコースにキーワードを配し、キーワードラリーの企画も行いました。

また、重要文化財「清風荘」バーチャル見学では、一般公開されていない清風荘の屋内や広大な庭を360度動画撮影し、京都大学応援団による迫力のある演舞演奏の動画を通じてエールを送る企画や、学生が制作した京都大学学園祭「11月祭」の動画では、現在の大学や学生の様子を紹介しました。メッセージツリー「くすのきの下で」では、同窓生、在学生、教職員から投稿のあったメッセージを公開し、コロナ禍においてメッセージを通じて励まし合うことができました。

オンライン開催による遠方からの参加もあり、開催期間中は、同窓生(卒業生・修了生・元教職員)、教職員、学生、一般の方など約4,000名のご参加があり、盛況のうちに終了しました。



ホームカミングデイ

京都大学に関わる全ての方々との交流イベント。講演や施設見学などが催され、在学生や卒業生、一般の方もご参加いただけます。

無料 年1回



CLICK!

人社未来形発信ユニットによる情報発信



人社未来形発信ユニットでは、本学指定国立大学法人構想「人文・社会科学の未来形発信」のミッションに基づき、「提案する人文・社会科学」というスローガンを掲げ、本学の人文・社会科学の成果を、社会に広く開くための活動を行っています。

このような背景のもと、今般のコロナパンデミックに関する人文・社会科学からの提案を行う特別企画の一つ、「オンラ

イン講義“立ち止まって、考える”を令和2年4月からスタートさせました。

本講義シリーズのシーズン1は令和2年7月から8月、シーズン2は令和3年2月から3月の毎週土曜・日曜に実施し、コロナパンデミックに直接間接に関連する内容の講義を通じて、アフターコロナの社会を見据え、広く、深く考えるための視座および新たな時代を生きるためのヒント

となる「座標軸」を社会に提供しました。

シーズン1および2では、約10名の本学の人文・社会科学分野の教員が、チャットを通じた質疑応答を含む1時間程度のオンライン講義を行い、YouTubeライブ等を通じてリアルタイム・無料で配信されました。

講義の動画はYouTube上にアーカイブされ、ライブ配信後もいつでもご覧いただけます。



人社未来形発信ユニットの活動については、ホームページでも紹介しています。
<https://ukihss.cpier.kyoto-u.ac.jp/>

寄附のご支援

柳井正(株)ファーストリテイリング代表取締役会長兼社長からご支援の申し出があり、本庶佑医学研究科附属がん免疫総合研究センター長並びに山中伸弥iPS細胞研究所長・京都大学iPS細胞研究財団理事長が進める研究活動に対し、総額100億円の寄附について令和2年4月22日および6月17日に合意しました。

本庶センター長に対する寄附は、令和2年4月設置の医学研究科附属がん免疫総合研究センターにおいて、本庶センター長が進める「PD-1 阻害がん免疫療法」を推進するとともに、次世代を担うがん免疫

療法の研究者を育成することを目的とし、山中所長・理事長に対する寄附は、iPS細胞研究所における「新型コロナウイルス研究プロジェクト」およびiPS細胞研究財団による「my iPS 細胞プロジェクト」に活用することを目的としたものです。

このような多大なるご支援は、本学の教育研究活動・社会貢献に大きく寄与するものであり、本学の運営および経営に特に顕著な貢献があったと認め、柳井氏に名誉フェローの称号を授与しました(本学第5号)。



会見の様子(左から、本庶センター長、柳井代表取締役会長兼社長、山中所長・理事長(役職は会見当時))



名誉フェロー贈呈の様子(左から、山極総長、柳井代表取締役会長兼社長(役職は贈呈当時))

京都大学の資金運用と京都大学基金

Fund Management and Kyoto University Fund

資金運用体制の充実

本学の教育研究の発展のためには、中長期的な財政基盤の強化を図ることが重要であり、資金運用においても将来にわたって本学の財産の健全性を維持するに足る収益性の確保を運用目標としています。

平成29年4月、国立大学法人の資産の有効活用により財務基盤の強化を図る趣旨で、国立大学法人法が一部改正されました。

この改正により、通常、国立大学法人における資産の有効活用における業務上の余裕金の運用については、元本保証のある金融商品に限定されていますが、指定国立大学法人の指定を受け認定基準※を満了す本学は、余裕金のうち公的資金に

当たらない寄附金等の自己収入を原資とする運用について、より収益性の高い金融商品に拡大することが可能となりました。

本学では適正な資金運用を実施するため、資金運用方針等の作成を検討する「資金運用専門委員会」、および学外の有識者を委員に含み、資金運用方針等の了承や運用実績のモニタリングを実施する「資金運用管理委員会」を設置しています。両委員会は互いに独立し、資金運用管理委員会が資金運用専門委員会を監視する体制となっています。また、両委員会を構成する委員の実務経験に基づく専門性の高い知見をもとに、より収益性の高い資金運用

を目指しつつも、可能な限りリスクは最小限に抑えた運用を行うこととしています。

この考えに従い、本学では資金運用専門委員会において収益性の高い金融商品における運用方針等について検討を重ね、平成30年10月から金銭の信託による運用を開始しています。

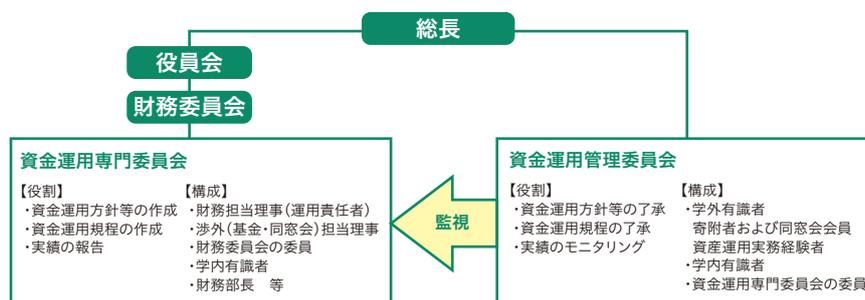
また、従来の元本保証のある金融商品による短期および長期の運用においても引き続き効率的な資金の管理・運用を実施しています。

(※) 認定基準（国立大学法人法第三十四条の三より抜粋）

次のいずれにも適合していること

①運用を安全かつ効率的に行うに必要な業務の実施の方法を定めている

②運用を安全かつ効率的に行うに足る知識及び経験を有する



京都大学基金とは

京都大学基金は、寄附金を大学運営の貴重な原資とすべく幅広く募集を行い、本学の財務基盤の強化および教育研究活動の充実を図ることを目的に平成19年に設立されました。

現在、京都大学基金は、本学全体の教育研究・社会貢献のために活用される基金と、特定のプロジェクトを支援するための

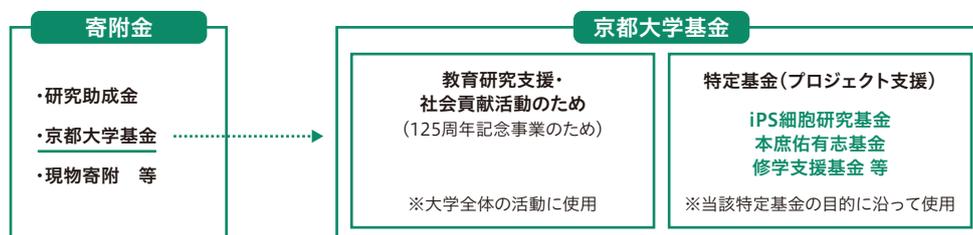
基金（特定基金）から構成され、特定基金は、iPS細胞研究基金や本庶佑有志基金など世界的な研究を支える基金や、経済的困難を抱える学生を支援する修学支援基金などを設置しています。

京都大学基金は設置以来、数多くの方よりご支援をいただいております。令和2年度末現在、基金（特定基金含む）の累計受入金

額は約301億円となっています。

我が国の厳しい財政状況のもと、財源の多様化は国立大学法人の課題の一つであり、本学においても京都大学基金の拡充を図りつつ、支援者のみなさまの期待に応えてまいりたいと考えています。

引き続き、ご理解・ご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。



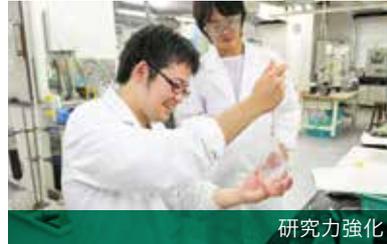
創立125周年記念事業

本学は、令和4年に創立125周年を迎えます。本学ではこの記念すべき年を、一つの節目に新たな飛躍の契機となるべく記念事業を実施します。

記念事業は、国際競争力強化、研究力強化、社会連携推進を柱とし、グローバルな視点を持つタフで賢い学生の育成や、若手研究者が安心して研究に打ち込める環境整備など、これからの社会を担う人材を育成し、社会に輩出していくことを念頭に計画を進めています。



国際競争力強化



研究力強化



社会連携推進



創立125周年記念事業では、国際競争力強化として「Kyoto iUP」、研究力強化として学内ファンド「くすのき・125」等を行う予定です。詳細は、こちらをご参照ください。

<https://125th.kyoto-u.ac.jp/>

創立125周年に向けて

京都大学基金HPトップページ



「京大力、新輝点。」創立125周年のスローガンです。本学の学生や教員、研究者、さらには卒業生、職員にいたるまですべての関係者がそれぞれに持つ“京大力”が輝ける新たなスタートを切ります。

本学では、人材育成を中心とする記念事業への取り組みや、未来に向けて“京大力”を磨き続けるための運用原資として、京都大学基金への寄附を募集しています。この125周年を機により一層の賛同を得られるよう、教育・研究活動の充実に努めてまいります。

京都大学基金にご寄附いただいたみなさまへ

● 寄附者特典

京都大学基金は、ご寄附いただいたみなさまへの感謝の意を込め、寄附累計額に応じて、ご芳名を記した銘板を、本学のシンボルである百周年時計台記念館に掲示し末永く顕彰させていただくなどのさまざまな顕彰制度を設けています。

また、一定額以上の寄附をいただいたみなさまに総長をはじめ教職員から謝意をお伝えする場として、毎年「感謝の集い」を実施してきました。残念ながら、令和2年度はコロナ禍により、「感謝の集い」の開催はできませんでしたが、これからもご寄附をいただいたみなさまと本学を結ぶ場をご用意していきたいと考えています。

● 税制上の優遇措置

本学へのご寄附に対しましては、法人税法、所得税法による税制上の優遇措置が受けられます。



京都大学基金の活動状況や寄附のお申込み方法、税制上の優遇措置等についての詳細は、こちらをご参照ください。

<https://www.kikin.kyoto-u.ac.jp/>

研究費等の適正使用について

Proper Use of Research Funds

研究費等の適正使用

本学では、研究費等の適正な使用に努め、Plan (計画)・Do (実施・実行)・Check (点検・評価)・Action (改善) からなる体制を整備しています。

研究費等の適正使用への対応について

本学の会計諸制度は、規程をはじめQ&A、マニュアル等において体系的に定められています。これに加えて、教職員の会計手続きの理解不足等から生じる研究費等の不正・不適切な使用を防止する観点から、研究費等を使用する上で必要となる会計ルールにかかる要点・注意事項

項を整理した「研究費使用ハンドブック」を作成し、学内に広く配布するとともに、ホームページでも公開しています。

また、研究費等の不正使用等を防止することを目的として、「不正防止計画」を定めており、さまざまな不正防止対策やコンプライアンス教育を実施するとともに、

部局における研究費等の使用、管理状況並びにコンプライアンス教育の取り組み状況等の把握・検証を行うことで、適正使用の推進を図っています。

その他、本部・各部局に会計ルールや事務手続き等についての相談窓口を設置しています。

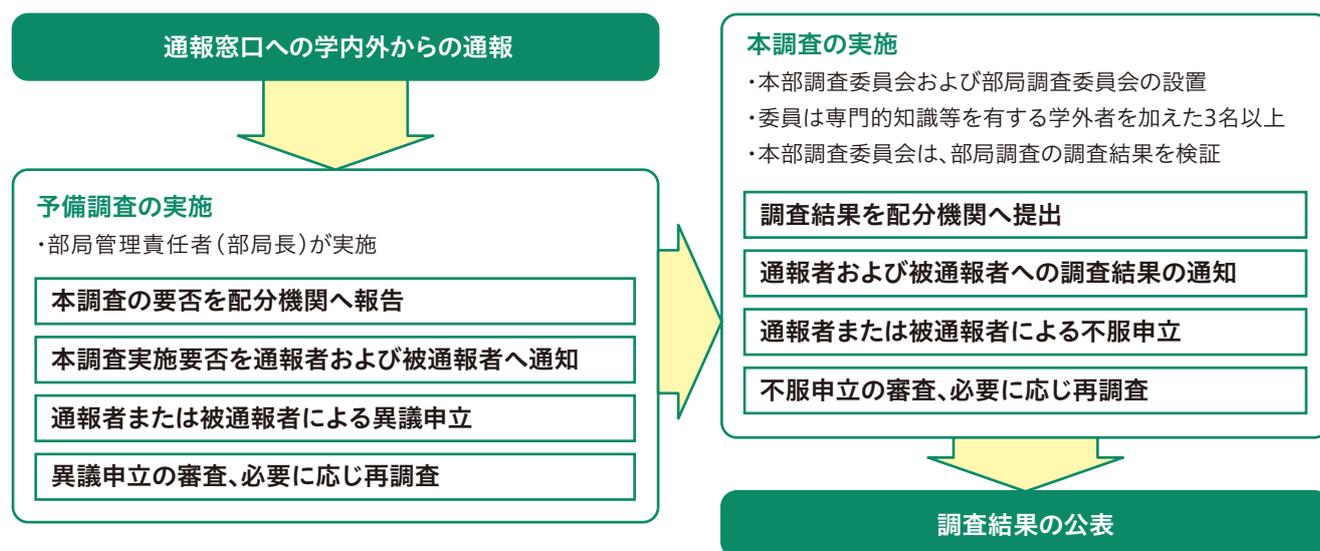
CHECK! 研究費使用ハンドブックは、ホームページでも公表しています。
WEB <https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/rule/public/competitive/handbook>

競争的研究費等の不正使用にかかる調査について

本学では、競争的研究費等の不正使用に関する学内外からの通報に対応するために通報窓口を置き、顕名による通報があった場合は、その内容や根拠等が適正

であるかどうかを判断のうえ、必要な調査を行うこととしています。また、調査の結果、不正使用が行われたことが認められたときは、関与した者の氏名・所属、不正

の内容等を含んだ調査結果を公表することとしています。



CHECK! 不正防止計画を含む本学の競争的研究費等の適正管理に関する規程等は、ホームページでも公表しています。
WEB <https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/rule/public/kitei>

公正な研究活動の推進に関する取り組みについて

Research Integrity

公正な研究活動の推進

大学が社会からの信頼と負託により、科学研究を持続的・発展的に展開していくためには公正な研究活動を行うことが前提です。学術研究を重要な使命とする本学では、そのための仕組みの構築と運用を行うことを重要だと考え取り組んでいます。

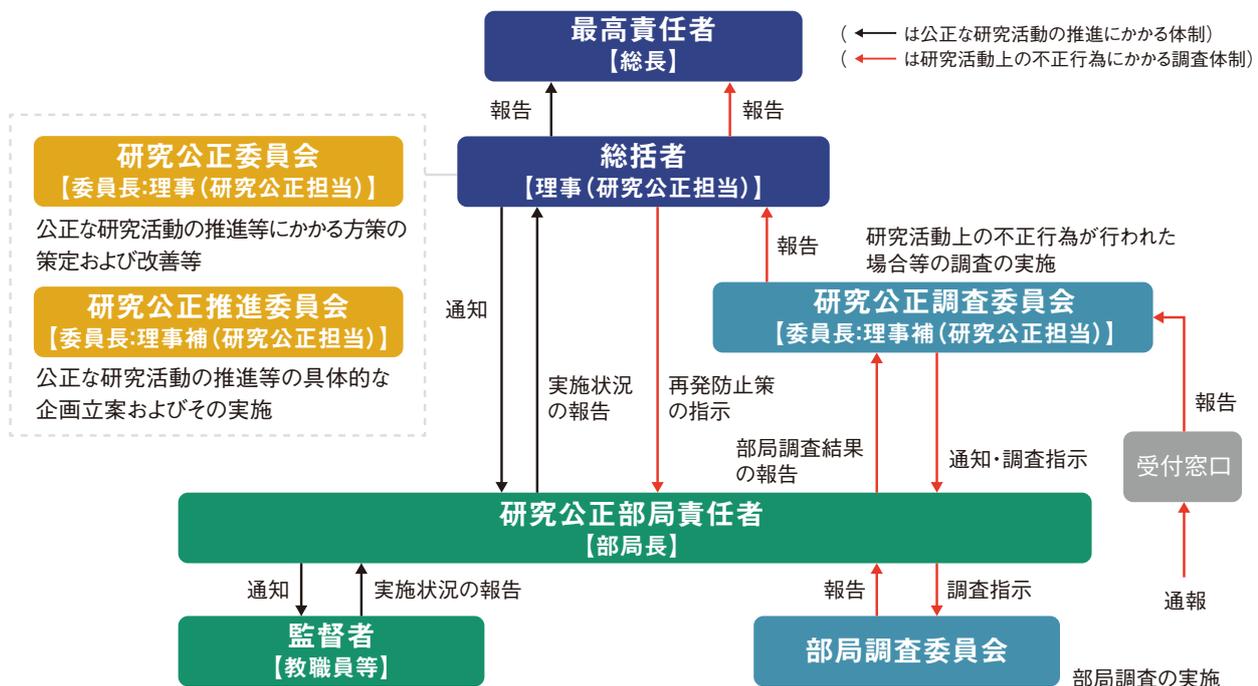
研究公正を推進する体制の整備について

本学では、公正な研究活動を推進するとともに研究活動上の不正行為に厳正かつ適正に対応するため、総長を最高責任者とした体制を整備しています。また、公正な研究活動を推進するため、京都大学研究公正推進アクションプランを定め実施しています。京都大学研究公正推進ア

クションプランは、「京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程」に基づき、学術活動（研究および学習）を公正に推進するために、本学として取り組むべき事項を示したものです。具体的には、①ガイダンスでの学生への「公正な学術活動」の啓発、②授業中の学術マナー教

育、③大学院生への論文執筆教育、④すべての研究者（大学院生を含む。）および授業を行う教員への研究公正研修の受講義務化、⑤研究データ保存、⑥大学の体制の整備などを定めています。

公正な研究活動の推進、研究活動上の不正行為にかかる調査体制



CHECK! 公正な研究活動の推進に関する取り組みに関する規程やアクションプランについては、ホームページでも紹介しています。
WEB <https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/rule/suishin>

ICTと情報セキュリティについて

ICT and Information Security

オンライン授業の拡大について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う全学的なオンライン授業の実施に対してさまざまな対応を行いました。例えば、ゴールデンウィーク明けから開始されることになった全学共通教育では、オンライン模擬授業を国際高等教育院と共同で企画し、約2,100名の学部新生が実際のオンライン授業と同じ要領でZoomを用いて参加、オンライン授業の中核的システムで

あるPandAを用いた授業資料ダウンロードや閲覧、課題の提出、オンラインテストの受験などを講師の指示に従って問題なくできることを確認しました。

また、Zoom社との交渉を通じて無料ライセンスの拡大と全学サイトライセンスの取得・移行にむけて迅速に対応しました。

さらに、高等教育研究開発推進センターが制作・運用するウェブサイト「Teaching

Online@京大」への協力や、共同での講習会の開催、学生へのモバイルルータの貸し出し等、オンライン授業に関するさまざまな支援を行いました。

このような対応の結果、PandAへのアクセス集中が一時的に生じましたが、授業の円滑な進行に大きく影響するような事態はこれまでも生じることなく現状に至っています。

CHECK! 詳細につきましては京都大学情報環境機構広報誌「Info!」No.19をご覧ください。
WEB <http://www.iimc.kyoto-u.ac.jp/ja/organization/activity/info.html>

京都大学ICT基本戦略について

京都大学IT戦略委員会では京都大学の理念等から導き出した本学の運営に関する戦略的な目標の実現を目指し、今後約10年間を見据えて考えられる情報環境のアーキテクチャ*を示したものとして平成25年に「ICT基本戦略」を定めました。また、情報環境機構ではこれに基づいて大学のさまざまな活動を支援するために、教育、研究、業務、情報基盤の4分野で構成する個別戦略の概要とロードマップイメージをとりまとめるとともに、両者を冊子「京都大学ICT基本戦略」として刊行しました。ICT基本戦略は3年間ごとに見直しを行うこととしており、直近では令和元年に見直しを行っています。

ICT基本目標、京都大学の運営目標、ICT基本戦略と個別戦略の関係

		京都大学の運営目標		
		世界をリードする大学	次代を拓く人材の育成	社会と共に発展する大学
ICT基本目標	安心で効率のよい情報環境	1.情報資源の有効活用、ディペンダビリティ(安全性・信頼性)の確保		
	高度なコミュニケーションが可能な情報環境	2.世界的な標準技術の採用		
	本務に専念できる情報環境	3.高度な双方向コミュニケーションの実現		
		4.教育や研究のための多元的表現の支援		
		5.本務の最先鋭化・強化		
		ICT基本戦略		
		● 教育支援ICT戦略	● 研究支援ICT戦略	● 業務支援ICT戦略
		● 情報基盤ICT戦略		

(※) アーキテクチャ
建築物やコンピュータ、さらには企業組織(エンタープライズ)の設計手法・方式のこと。構造、要素間の相互関係および時間的変化を包括した原則をも含む。

CHECK! 京都大学ICT基本戦略は、ホームページでご覧いただけます。
WEB <https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/foundation/jseibi/kihonsenryaku>

情報セキュリティについて

本学の学生および教職員等の活動に必要な不可欠な情報資産の円滑な運用と保護に取り組むため、「京都大学における情報セキュリティの基本方針」、「京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程」、「京都大学情報セキュリティ対策基準」など、情報セキュリティに関する規則やガイド

ラインを策定しています。また、「京都大学におけるサイバーセキュリティ対策等基本計画」に基づき、個人情報に限らず先端技術情報等も含めた要機密情報の漏えい防止対策に向けた情報資産への格付けの推進や、多要素認証の導入による不正アクセス対策、各部局への情報セキュリティ

監査等、さまざまな取り組みを実施しています。全ての学生および教職員等に対しては、情報セキュリティ e-Learning を毎年受講することを義務づけ、大学全体のセキュリティ意識の向上を図っています。

京都大学のガバナンス体制について

Governance

京都大学のガバナンス体制について

本学では国立大学法人法に基づく機関である役員会、経営協議会、教育研究評議会に加え、法人の経営および教育研究に関する連絡、調整および協議を行う機関として部局長会議を設置しています。

役員会は、総長の意思決定を支える観点から、総長および理事で組織される合議体であり、国立大学法人法第11条に規定する大学運営上の重要事項(中期目標および年度計画に関する事項、予算の作成および執行並びに決算に関する事項など)を決議する機関です。

総長は、文部科学大臣により任命されます。総長は、総長選考会議において、学内の意向調査の結果や面接調査等を総合的に判断して選考されます。経営協議会の中から選出された学外委員(役員または職員以外の委員)を総長選考会議の構成員とすることで、総長選考に社会の意見が反映される仕組みとなっています。

理事は、経営協議会および教育研究評議会の意見を聴いて総長が任命します。学外の有識者の意見を大学運営に反映させるため、理事の中には現に本学の役員または職員でない者を2名以上含むこととしています。

経営協議会は、本学の経営に関する重要事項を審議するための機関であり、総長、総長が指名する理事、総長が指名する職員、総長が任命する学外委員により構成されています。なお、経営協議会は25名以上の委員で組織され、その過半数を学外委員とすることにより、学外の有識者の意見を適切に審議に反映させることができる仕組みとなっています。

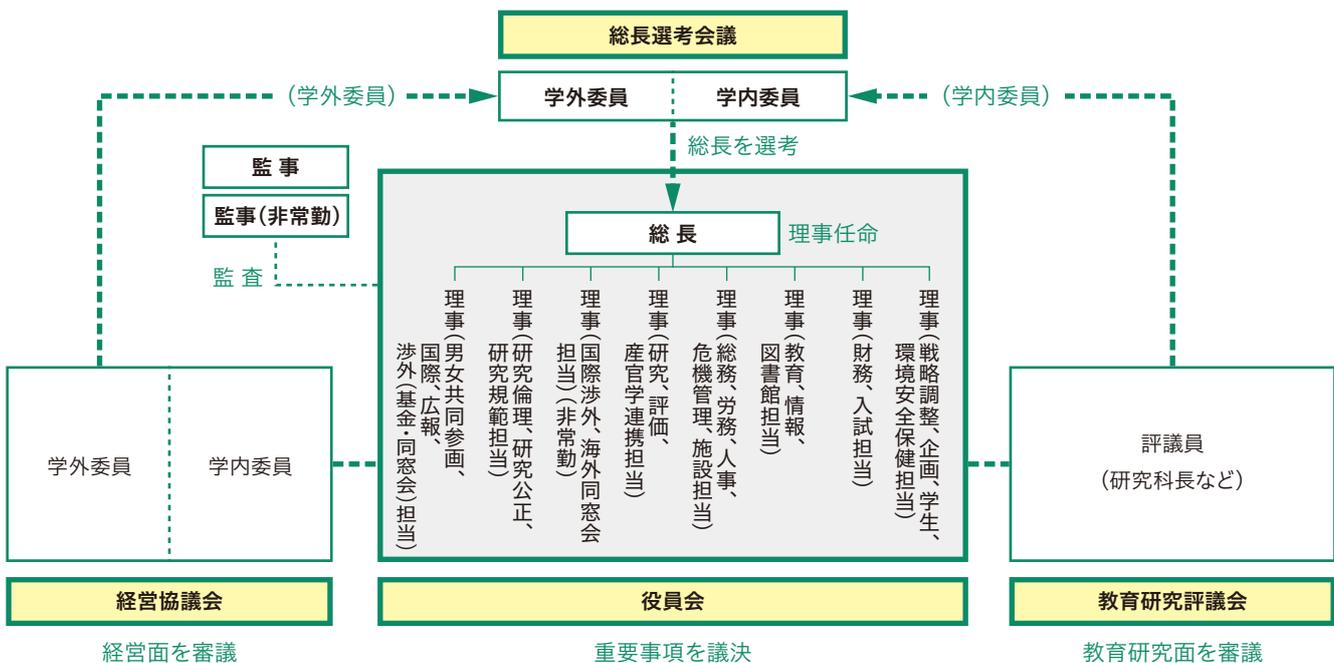
教育研究評議会は、本学の教育研究に関する重要事項を審議するための機関であり、教育研究評議会が定めるところにより、総長、総長が指名する理事・副学長、研究科・附置研究所その他の教育研究上

の重要な組織の長、その他総長が指名する教授により構成され、本学の教育研究を直接担当する者が一体となって審議を行う仕組みとなっています。

部局長会議は、本学の経営および教育研究を円滑に行うために必要な連絡、調整および協議を行うための機関であり、総長、理事・副学長、総長が指名する副理事、研究科・附置研究所その他の教育研究上の組織の長のほか、総長が指名する事務本部の部長により構成されています。

加えて、本学では平成29年度よりプロポストを置くとともに、同職による部局・学系との恒常的調整機能の場として戦略調整会議を設置しています。

本学のガバナンスに関する状況については、「国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書」を公開しています。



CHECK! WEB ご紹介した各機関の議事録等については、ホームページでご覧いただけます。
<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/publication/conference/report>

「国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書」については、ホームページでご覧いただけます。
<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/publication/governance-code>

プロボスト制について

Provost

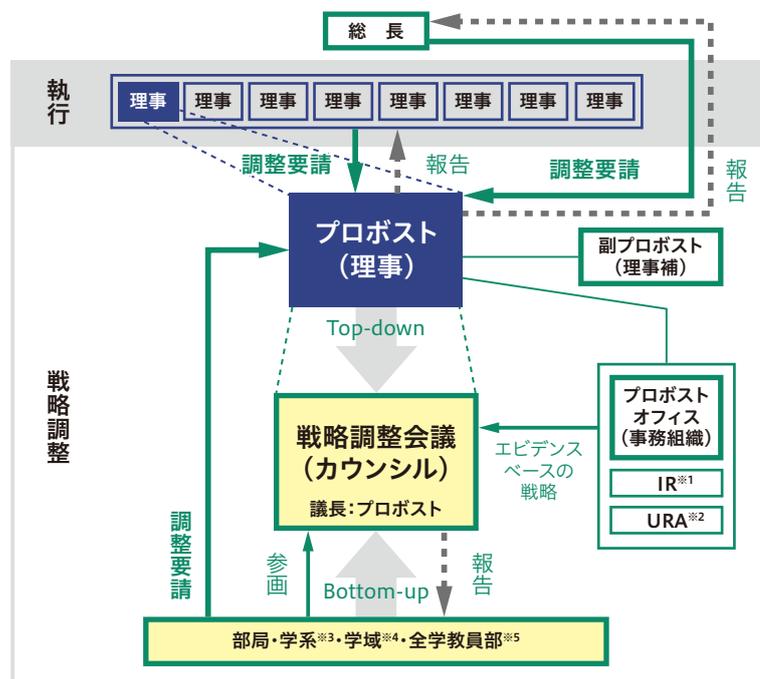
プロボストの役割

本学では、大学本部と各部署が将来ビジョンを共有し、綿密なコミュニケーションを進めるため、欧米の主要大学で取り入れられている「プロボスト制」を導入しています。プロボストは理事の中から総長により指名され、学内の連携調整を活性化させる役割を担います。社会情勢の変化が目まぐるしく、国立大学に求められる役割が次第に大きくなっていくなか、大学が安定性を確保しながらも社会からの求めに応じていくには、学内における意思疎通が十分に機能している必要があることから、本学ではプロボスト制を導入す

- (※1) IR (Institutional Research)
大学の活動についてのデータの収集・分析、意思決定を支援するための調査。
- (※2) URA (University Research Administrator)
大学の研究活動を推進・支援する専門職。
- (※3) 学系
学術分野の専門性に応じた教員組織。教員人事に関する事項を実施する単位。
- (※4) 学域
学系を体系的に集合させた教員組織。
- (※5) 全学教員部
全学として担うべき教育、研究その他の業務を実施し、または支援する組織の教員が所属する教員組織。

ることでより実効的な大学運営を目指しています。プロボストを議長とし、広く学内から教員が参画する「戦略調整会議」を設置することで、プロボストの役割が十分に発揮できるよう個々の部局の利害を超えた検討を迅速確実に推進しています。

また、プロボストオフィスにURAがメンバーとして参画し、研究IRを担当するURA、国際グループURA等と協働して、戦略調整会議における検討に必要な調査や情報収集・提供を行い、エビデンスベースの大学運営を支えています。



プロボストによる構想の実現

プロボスト制の導入後、総長からの検討要請を受けて、戦略調整会議での議論を重ねた結果、複数の施策が実現に至っています。

その一つとして、これまで個人単位の交流にとどまっていた海外研究機関との連携を組織単位に発展させるため、本学と海外研究機関の両者共同で現地運営型研究室を設置する「On-site Laboratory」の制度を立ち上げ、令和2年度末時点で計11件の設置に至りました。すでに既設ラボにおいて、がん、再生医療領域等における新たな共同研究の展開が見られるなど、今後これらのラボの活動を契機として優秀な留学生の獲得、産

業界との連携の強化等のさまざまな波及効果を見込んでいます。

本学の教育研究の将来を担う若手教員比率の向上に関しては、平成30年度に若手重点戦略定員事業を制度化し、本制度を活用して、令和2年度末時点で66名の若手教員を雇用しています。また、令和3年度には助教20名分の雇用枠を設けることが決定しています。

令和2年10月の新総長就任後、総長から新プロボストに対して、「ジェンダー平等の促進策」、「大学院生・若手研究者のリクルーティング促進策」、「教員の事務負担の軽減策」、「研究支援体制の再構築」、

「情報基盤の整備に関する基本的な方向性」等の検討要請があり、戦略調整会議のもとに新たに小委員会を設置して、検討を行っています。

今後、戦略調整会議での検討をもとに、「教育・研究の活性化に不可欠な多様性確保に向けた女性研究者の増員・育成」、「研究者として高い資質を有する者が博士後期課程へ入学・進学できるような経済的支援の拡充」、「教員の教育・研究エフォート率の実質的増加を促進するための全学の諸会議・委員会等の設置、構成、運用方法の見直し、事務諸手続きの電子化」等の実現を図ります。

監査機能について、外部監査・検査について

Audit

監事メッセージ

国立大学法人は「大学の教育研究に対する国民の要請に応える」ことを設置目的としており、その運営費も多くが国からの公的支援に支えられているため、国民の期待に応えることができるように、広く学外の視点も取り入れて監査を行っています。また、令和元年度に「国立大学法人ガバナンスコード」が策定され、各国立大学法人は、このコードの遵守状況をホームページ上に公開することになりました。これまで以上に、本学の、運営状況を分かりやすく、国民のみなさまにお伝えするよう

務めて参ります。

令和2年に発生した新型コロナウイルスのパンデミックにより、大学の教育研究活動などの事業継続に多くの支障が生じています。これに対して、本学においてもさまざまな対策を取っていますが、その影響は大きく、国民のみなさまにはより一層のご支援をお願いいたします。

いうまでもなく大学の教育・研究活動を支えるのは個々の教職員や学生の絶え間ない創造活動です。本学がこれまで築いてきた自由の学風を継承し、更に発展

させていくためには、直面する危機をばねに、本学各構成員がそれぞれの目標に向かって生き生きと活動し、本学が組織として最大限の成果を上げることが、国民のみなさまの要請に応えることになると思います。この困難に臨み、監事としても大学経営のより一層の改善に向け努力して参ります。



監事 山口 佳三

監査機能について

本学の業務を対象にした監査は、主に、監事監査、公正調査監査室による内部監査、会計監査人監査および会計検査院検査の4種があり、それぞれ異なる立場および観点で行われています。

文部科学大臣より任命される監事は、本学の運営および業務全般について監査を行います。監事監査は、業務および会計

に関する事項を期末に総括する定期監査と特定のテーマを定めて中に行う臨時監査に分かれます。定期監査は、大学業務全般の内容と課題を聴取し、臨時監査は教育・研究・運営に関する業務執行状況および前年度監査報告書で指摘した項目の進捗状況について聴取します。監事は監査結果に基づき、必要があるときは、総

長または文部科学大臣に意見を提出する権限を有しています。

内部監査機能としては、総長のもとに置かれた公正調査監査室が、本学の健全な運営に資することを目的とし、業務運営および会計処理の適法性等について、公正かつ客観的に検証し、その監査結果に基づき総長に対し助言、提言を行っています。

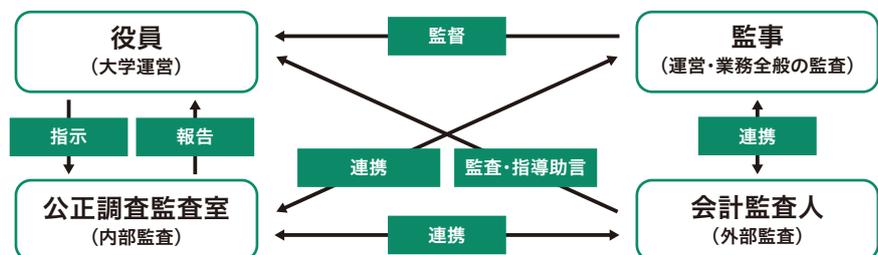
会計監査人による監査について

本学は、監事の監査のほか、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る）および決算報告書について、文部科学大臣により選任された、本学から独立した立場にある会計監査人の監査を受けています。

また、監事、理事、公正調査監査室長および会計監査人の四者による協議会を定期的に開催しています。会計監査人による監査上の発見事項の報告、会計処理の課題や内部統制の状況等の情報を適時に共

有し、会計・監査の専門家と密接に連携することで、大学運営、監事監査、内部監査、

会計監査の効率的・効果的な実施に取り組んでいます。



会計検査院による検査について

資本金の全額について国が出資している本学は、会計検査院法第22条第5号の規定に基づく検査対象となっています。会

計検査院による検査は、正確性、合規性、経済性、効率性および有効性、その他会計検査上必要な観点から行われるものであ

り、その結果は会計検査院のホームページにおいて公表されています。

役員の状況 (令和3年4月1日現在)



総長(第27代)

湊長博 (みなと ながひろ)

【任期】令和2年10月1日～令和8年9月30日

【学位】京都大学医学博士

【略歴】平成22年10月～平成26年9月/京都大学大学院医学研究科長・医学部長
平成26年10月～令和2年9月/京都大学理事・副学長
平成29年10月～令和2年9月/京都大学プロボスト



理事(男女共同参画、国際、広報、
渉外(基金・同窓会)担当)

稲垣 恭子 (いなかぎ きょうこ)

【任期】令和2年10月1日～令和4年9月30日

【学位】京都大学博士(教育学)

【略歴】平成27年4月～平成29年3月/京都大学教育研究評議会評議員
平成28年4月～令和2年3月/京都大学教育学系長
平成29年4月～令和2年3月/京都大学大学院教育学研究科長・教育学部長



理事(研究倫理、研究公正、研究規範担当)

北村 隆行 (きたむら たかゆき)

【任期】令和2年10月1日～令和4年9月30日

【学位】京都大学工学博士

【略歴】平成19年4月～平成20年9月/京都大学副学長
平成26年4月～平成28年3月/京都大学教育研究評議会評議員
平成28年4月～平成30年3月/京都大学大学院工学研究科長・工学部長



理事(国際渉外、海外同窓会担当)(非常勤)

久能 祐子 (くのう さちこ)

【任期】令和2年10月1日～令和4年9月30日

【学位】京都大学工学博士

【略歴】平成26年1月～/ハルシオン・インキュベーター理事会議長(共同創業者)
平成27年6月～/ジョンズ・ホプキンス大学(医療系)理事
平成30年3月～/株式会社フェニクス取締役(共同創業者)



理事(研究、評価、産官学連携担当)

時任 宣博 (ときとう のりひろ)

【任期】令和2年10月1日～令和4年9月30日

【学位】東京大学理学博士

【略歴】平成20年4月～平成24年3月・平成26年10月～平成30年3月/京都大学化学研究所長
平成28年4月～平成30年3月/京都大学自然科学域長・統合化学系系長
平成30年4月～令和2年9月/京都大学研究連携基盤長



理事(総務、労務、人事、危機管理、施設担当)

平井 明成 (ひらい あきしげ)

【任期】令和2年10月1日～令和4年9月30日

【略歴】平成28年4月～平成30年3月/スポーツ庁スポーツ総括官
平成30年10月～令和元年9月/文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長
令和元年11月～令和2年9月/京都大学理事(総務・労務・人事担当)



理事(教育、情報、図書館担当)

平島 崇男 (ひらじま たかお)

【任期】令和2年10月1日～令和4年9月30日

【学位】京都大学理学博士

【略歴】平成29年4月～平成31年3月/京都大学教育研究評議会評議員
平成31年4月～令和2年9月/京都大学大学院理学研究科長・理学部長
平成31年4月～令和2年9月/総長選考会議委員



理事(財務、入試担当)

村上 章 (むらかみ あきら)

【任期】令和2年10月1日～令和4年9月30日

【学位】京都大学農学博士

【略歴】平成29年4月～平成31年3月/京都大学教育研究評議会評議員
平成31年4月～令和2年9月/京都大学大学院農学研究科長・農学部長



プロボスト・理事(戦略調整、企画、学生、
環境安全保健担当)

村中 孝史 (むらなか たかし)

【任期】令和2年10月1日～令和4年9月30日

【略歴】平成17年10月～平成19年9月/京都大学教育研究評議会評議員
平成23年4月～平成25年3月/京都大学大学院法学研究科長・法学部長
平成26年10月～平成30年9月/京都大学国際高等教育院長

監事の状況 (令和3年4月1日現在)



監事

山口 佳三 (やまぐち けいざう)

【任期】令和2年9月1日～令和6年8月31日

【学位】京都大学理学博士

【略歴】平成19年4月～平成23年3月/北海道大学大学院理学研究院長・理学院長・理学部長
平成23年4月～平成25年3月/北海道大学理事・副学長
平成25年4月～平成29年3月/北海道大学総長



監事(非常勤)

西村 義明 (にしむら よしあき)

【任期】令和2年9月1日～令和6年8月31日

【略歴】平成21年6月～平成27年6月/東海ゴム工業株式会社(現住友理工株式会社)代表取締役・社長
平成27年6月～令和元年6月/住友理工株式会社代表取締役・会長
令和元年6月～/住友理工株式会社特別顧問